

甲賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）に基づき、令和 6 年 1 2 月 2 日から健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法第 1 2 7 条第 1 項から被保険者証の返還に応じない者に対する 1 0 万円以下の過料の規定が削られるため、甲賀市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

（１） 被保険者証の廃止に伴い、被保険者証に関する項目を削るものです。

【第 1 1 条関係】

（２） この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

- ・ 令和 6 年 1 2 月 2 日以降、新たな被保険者証の発行は終了し、マイナンバーカードの健康保険証利用、いわゆる「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行。
（発行済みの被保険者証については、原則有効期限まで利用可能）
- ・ これまで過料を徴収した実績はありません。